

低入札価格調査制度実施要領 新旧対照表

改正後 (R1.10.1)	改正前
<p>第1条～第4条(省略)</p>	<p>第1条～第4条(省略)</p>
<p>(調査基準価格)</p> <p>第4条の2 調査基準価格は、予定価格に100分の80を乗じて得た額から予定価格に100分の92を乗じて得た額までの範囲内の額で、予定価格に次項の規定により算出した割合を乗じて得た額を基準に契約担当者が設定した額とする。</p> <p>2 前項の割合は、設計額算定の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を設計額で除して得た割合とする。ただし、その割合が100分の92を超える場合は100分の92とし、100分の80に満たない場合は100分の80とする。</p> <p>(1) 直接工事費に100分の100を乗じて得た額 (2) 共通仮設費に100分の90を乗じて得た額 (3) 現場管理費に100分の90を乗じて得た額 (4) 一般管理費に100分の55を乗じて得た額</p> <p>(失格基準価格)</p> <p>第4条の3 失格基準価格は、設計額算定の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 直接工事費に100分の75を乗じて得た額 (2) 共通仮設費に100分の70を乗じて得た額 (3) 現場管理費に100分の70を乗じて得た額 (4) 一般管理費に100分の30を乗じて得た額</p>	<p>(調査基準価格)</p> <p>第4条の2 調査基準価格は、予定価格に100分の80を乗じて得た額から予定価格に100分の92を乗じて得た額までの範囲内の額で、予定価格に次項の規定により算出した割合を乗じて得た額を基準に契約担当者が設定した額とする。</p> <p>2 前項の割合は、設計額算定の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の108を乗じて得た額を設計額で除して得た割合とする。ただし、その割合が100分の92を超える場合は100分の92とし、100分の80に満たない場合は100分の80とする。</p> <p>(1) 直接工事費に100分の100を乗じて得た額 (2) 共通仮設費に100分の90を乗じて得た額 (3) 現場管理費に100分の80を乗じて得た額 (4) 一般管理費に100分の55を乗じて得た額</p> <p>(失格基準価格)</p> <p>第4条の3 失格基準価格は、設計額算定の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の108を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 直接工事費に100分の75を乗じて得た額 (2) 共通仮設費に100分の70を乗じて得た額 (3) 現場管理費に100分の70を乗じて得た額 (4) 一般管理費に100分の30を乗じて得た額</p>
<p>第5条～第13条(省略)</p>	<p>第5条～第13条(省略)</p>

低入札価格調査制度実施要領 新旧対照表

改正後 (R1.10.1)	改正前
<p>附則 この要領は、平成20年4月1日から施行する。</p>	<p>附則 この要領は、平成20年4月1日から施行する。</p>
<p>附則 1 この要領は、平成23年7月15日(次項において「施行日」という。)から施行する。 2 改正後の第4条第2項、別表の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、同日前に入札公告を行った工事に係る入札については、なお従前の例による。</p>	<p>附則 1 この要領は、平成23年7月15日(次項において「施行日」という。)から施行する。 2 改正後の第4条第2項、別表の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、同日前に入札公告を行った工事に係る入札については、なお従前の例による。</p>
<p>附則 1 この要領は、平成25年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、施行日以前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお、従前の例による。</p>	<p>附則 1 この要領は、平成25年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、施行日以前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお、従前の例による。</p>
<p>附則 1 この要領は、平成25年6月10日(以下「施行日」という。)から施行する。 2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、施行日以前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお、従前の例による。</p>	<p>附則 1 この要領は、平成25年6月10日(以下「施行日」という。)から施行する。 2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、施行日以前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお、従前の例による。</p>
<p>附則 1 この要領は、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、施行日以前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお、従前の例による。</p>	<p>附則 1 この要領は、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、施行日以前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお、従前の例による。</p>
<p>附則 1 この要領は、平成27年12月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、施行日以前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお、従前の例による。</p>	<p>附則 1 この要領は、平成27年12月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、施行日以前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお、従前の例による。</p>
<p>附則 1 この要領は、平成28年6月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、施行日以前</p>	<p>附則 1 この要領は、平成28年6月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、施行日以前</p>

低入札価格調査制度実施要領 新旧対照表

改正後 (R1.10.1)	改正前
<p>に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお、従前の例による。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この要領は、令和元年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。</u></p> <p><u>2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、施行日以前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお、従前の例による。</u></p>	<p>に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお、従前の例による。</p>